

リアルハプティクス技術応用を
目指す企業のための
第2期共同研究開発促進事業
— 参加企業募集要項 —

2016年1月6日

慶應義塾大学
ハプティクス研究センター



1. 第2期共同研究開発促進事業

- ハプティクス研究センターは、産業界にリアルハプティクス技術の応用によって新しいソリューションを創出することを目指す
 - リアルハプティクス技術に関係する知的財産の包括的管理と、技術の更なる進化とその多面的展開を主導する」ことを使命
- 今回募集する『第2期共同研究開発促進事業』は、
 - リアルハプティクス技術の応用技術の獲得と先行した応用事例の集積を目的として、参加企業と密度高い共同研究・開発を実施する
- 参加を期待する企業は：
 - リアルハプティクス技術の利用に積極的で、狙いの市場・現場の真のニーズを理解し、開発成果の実証場所・利用場所を保有・提供できる企業
 - 応用分野(業種、領域等)が第1期共同研究促進事業参加企業および第2期共同研究促進事業参加企業相互で著しく重ならない6社を募集
 - 応用分野などについてはご相談下さい
- 研究期間
 - 2016年4月1日～2018年3月31日
 - 必要に応じて両者で協議の上、開始時期及び期間を変更・設定する

本促進事業への参加企業のメリット



1. 慶應義塾大学発のリアルハプティクス技術(以降では「RH技術」と称す)の優先的な利活用の機会を提供する
2. RH技術の応用展開に関する技術相談・教育の機会を提供する
3. ハプティクス研究センターとRH技術の応用ソリューションの共同研究開発を実施できる
 - ▶ この共同研究開発の実施が本促進事業の本体である
4. RH技術の基盤部分をカプセル化・チップ化した成果物などを、試作段階から提供する
 - ▶ 当該成果物を市場に製品として提供できるのは2017年4月以降となると想定している
5. リアルハプティクス技術協議会を通して、本促進事業に参加する企業間で技術交流・ビジネス交流の機会がある



2. 本促進事業の募集要項

■ 応募資格

- RH技術の応用研究開発に積極的な企業
 - 経営トップがRH技術の重要性を理解され、共同研究開発の実施を支援頂ける
 - 研究開発テーマが明確で、ハプティクス研究センターにとっても魅力的なこと
- 狙いの市場で存在感がある企業
 - 現場の真のニーズを理解できる立場にあること
 - 開発成果の実験場所・活用場所を保有/提供できること
- リアルハプティクス知財憲章(※1を参照)に賛同いただける企業
- リアルハプティクス技術協議会(※2を参照)に参加される企業
- 共同研究開発費(基本的な考え方は ※3を参照)を負担頂ける企業

■ 応募期間

- 2016年1月15日 ~ 2016年2月29日

■ 応募窓口

- 連絡先・問い合わせ先
 - 事務局 田中文教、浅野早苗 e-mail:k2-tc@adst.keio.ac.jp tel:044-580-1580
 - 担当者:副センタ長 永島 晃 e-mail:nagashima@haptics-c.keio.ac.jp、



※1 リアルハプティクス知財憲章とは

- 第三者の知的財産権等が障壁となってリアルハプティクス技術の利用が困難となることを避け、全体としてリアルハプティクス技術の応用開発が促進されることを目的に知財憲章を定める
- 知財憲章の基本ポイントは
 - ハプティクス研究センターと共同研究開発を実施する企業相互間でリアルハプティクス技術応用のための知財権等の相互での使用許諾を定める
 - 許諾対象とする知財権等は、リアルハプティクス技術の基本知財を利用する上で必須となるリアルハプティクス技術応用のための知財権等に限定する
 - 対象となる知財権等を保有する企業は、共同研究開発を実施する第三者が、リアルハプティクス技術の基本知財と一体として当該知財権等を利用する範囲において、当該第三者に対し適切な条件の下で、非差別的に当該知財権等の使用を許諾することが求められる
 - 但し協議の上、知財権等を保有する企業の市場競争力強化・維持のため、市場と製品分野を限定して、最大5年の間、第三者への使用許諾を凍結可能である
- 『基本知財』とは、本センターが保有するリアルハプティクス技術に関わる基本的な知的財産権である
- 『応用知財』とはリアルハプティクス技術の応用に関連する知的財産権である

※2 リアルハプティクス技術協議会とは



- ハプティクス研究センターが協議会を設立し、会員によるリアルハプティクス技術を利用した応用システム構築と、新たなビジネス立ち上げ促進を支援する
- 協議会の構成および費用負担
 - 協議会会長はハプティクス研究センターのセンター長が兼務する
 - 当面は、協議会正会員は第1期および第2期の共同研究開発促進事業に参加する企業を中心とする
 - 加入時: 会費50万円(2年分)、3年目以降: 20万円/年
 - リアルハプティクス技術に詳しい研究者等を若干名を学術会員とする
- 協議会は正会員に対して
 - ハプティクス研究センターとの共同研究開発の実施機会を提供する
 - ハプティクス研究センターとの情報交換場の提供する



※3 共同研究開発費の考え方

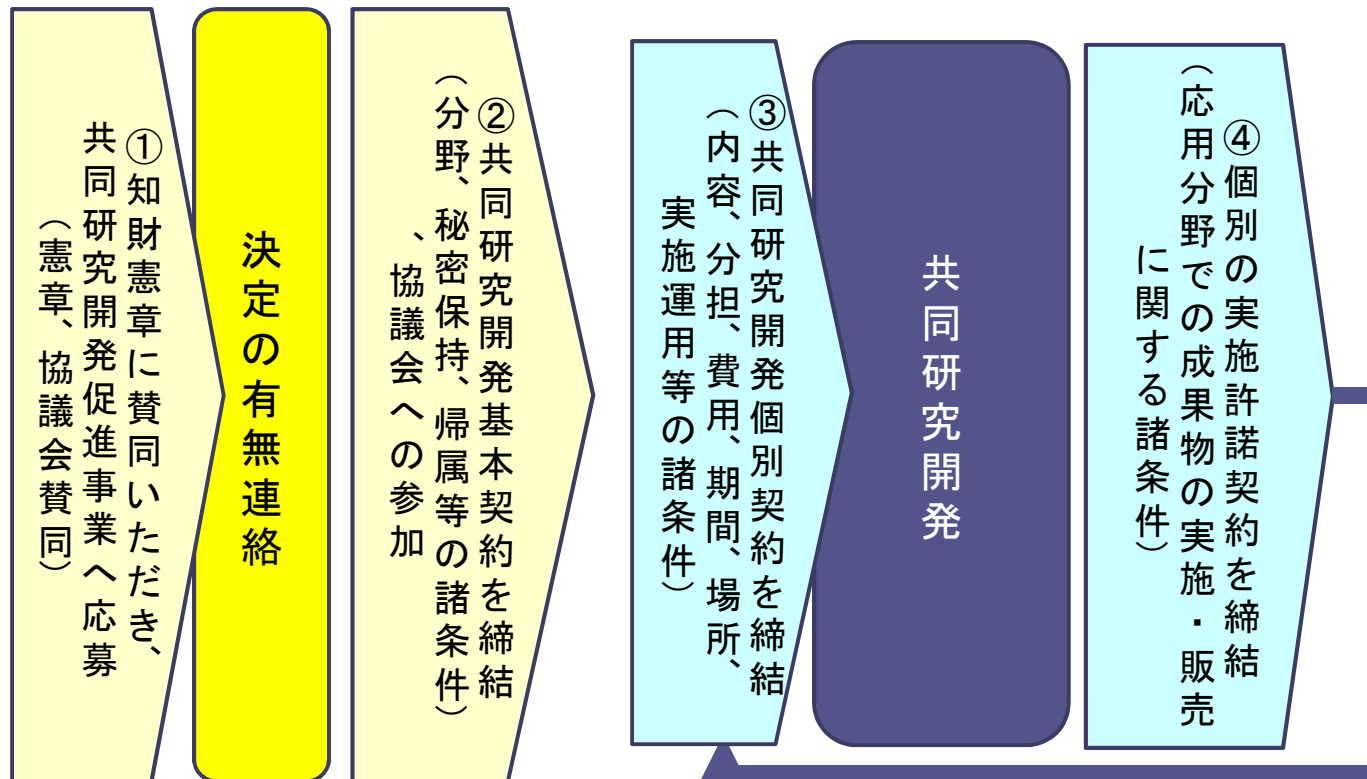
- 共同研究開発費の考え方
 - 促進事業の開始点で企業が必要とする投資・経費を圧縮します
 - 共同研究開発を実施するために必要となるハプティクス研究センター側の新たな設備費や部材費、そして活動費についても企業側に負担頂きます
 - ハプティクス研究センターは、共同研究開発による成果が事業化された時点から、提供する知的財産権等に関わるロイヤリティー等を受領します
 - 共有する知的財産権等の取得・維持に関わる費用は、その知的財産権によって応用成果を享受する企業側に負担いただきます

共同研究開発の目的	産業側: 事業領域拡大、利益 HRC側: 新技術開拓、技術普及
基本技術の提供	• HRCが低額の提供費を受け取り提供
技術成果の権利化等の費用負担	• 単独保有は保有者が負担 • 共有は応用成果享受者が負担
技術成果の実施	• 両者が個別に実施可能 • 産業側による成果実施のために、学術側技術成果実施が可能 • 但し、共有すべきとHRCが判断したものは特別扱い(知財憲章)
共同研究開発費用の負担	• HRC側で新規に必要なとなった設備費や特化した活動費などを産業側が負担
応用成果の実施	• 原則として産業側
応用成果の享受	• 産業側が享受 • 学術側基本技術及び技術成果のロイヤリティーなどを受け取る



3. 共同研究開発実施の流れ

- 促進事業への参加時点で、
①から③までステップを進め、最低1つの個別契約を立ち上げることを原則とします





4. 共同研究開発の支援促進体制

■ 次の3組織が普及促進を担います

■ ハプティクス研究センター

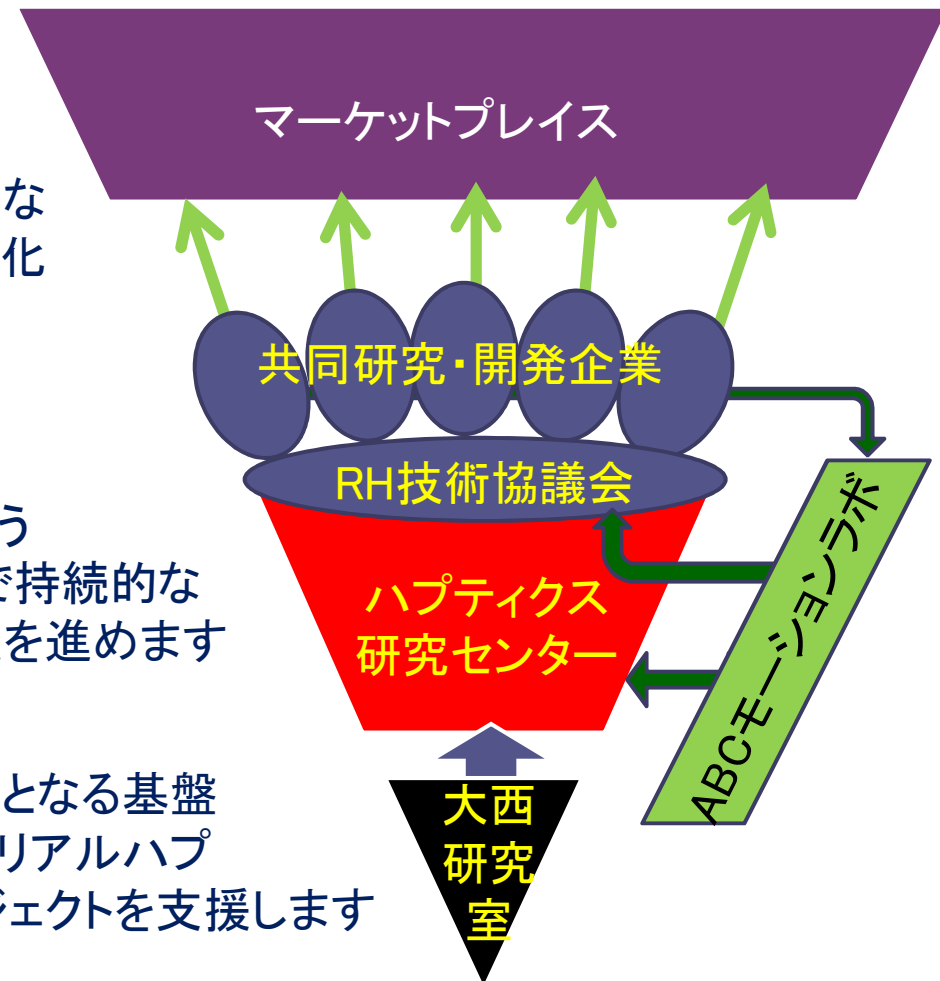
慶應義塾大学先導研究センター内に設置され、リアルハプティクス技術に関係する知的財産の包括的な管理を行うと共に、技術の更なる進化とその多面的な展開を主導します

■ リアルハプティクス技術協議会

ハプティクス研究センターの基で、リアルハプティクス技術の応用を担う先進的な企業を組織して、協調的で持続的なリアルハプティクス技術応用の発展を進めます

■ ABCモーションラボ(仮称)

リアルハプティクス技術応用に必須となる基盤部分の共通化・カプセル化を行い、リアルハプティクス技術応用の研究開発プロジェクトを支援します



注: 慶應義塾大学サイドの組織は事業化の進捗に伴って、変更されることがあります

以上です

本「参加企業募集要項」は改訂することがあります。

慶應義塾大学 ハプティクス研究センター



〒212-0032 神奈川県川崎市幸区新川崎7-1

慶應義塾大学 新川崎タウンキャンパス I棟2F

URL: <http://www.haptics-c.keio.ac.jp>

Facebook:

<https://www.facebook.com/hapticscenter>

窓口・連絡先

慶應義塾大学

新川崎先端研究教育連携スクエア事務室



Phone: 044-580-1580

E-mail: K2-tc@adst.keio.ac.jp

URL: <http://www.k2.keio.ac.jp>